

葉山町ふるさと納税（寄附金）返礼品事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、葉山町ふるさと納税（寄附金）運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する葉山町ふるさと納税（寄附金）推進事業（以下「本事業」という。）における寄附金額が500,000円未満の寄附者への返礼品の贈呈に係る葉山町（以下「町」という。）本事業へ参加する事業者（以下「返礼品事業者」という。）及び町長が本事業の効果的な運営を図るため必要と認める業務を委託した専門的知見を有する事業者（以下「町委託業者」とする。）の事務の取扱について必要な事項を定める。

（返礼品事業者及び返礼品）

第2条 返礼品事業者は次の要件に全て適合しているものとする。

- （1）町税について滞納がないこと。
- （2）葉山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する者でないこと。
- （3）返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。
- （4）町長がふるさと納税（寄附金）に関する事務の受託者に返礼品事業者及び返礼品に関する情報を提供することに同意すること。

2 本事業で取り扱う返礼品は、前項に定める単一又は複数の返礼品事業者が町内で生産、加工、販売又は提供する商品又はサービスとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- （1）金銭類似性の高いもの
- （2）資産性の高いもの
- （3）その他町の返礼品にふさわしくないもの

（返礼品事業者の参加申請）

第3条 返礼品事業者は、葉山町ふるさと納税（寄附金）推進事業参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1）返礼品事業者が実施している事業の概要
- （2）返礼品が要綱別表2において1から4までに規定する金額に相当するものであることを証する書類
- （3）地域特産品の写真又は画像データ
- （4）その他町長が必要と認めるもの

（返礼品事業者及び返礼品の承認）

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、葉山町ふるさと納税（寄附金）推進事業参加承認書（様式第

- 2号)を、当該申請書を提出した事業者へ通知するものとする。
- 2 参加期間は、通知した日の属する年度の末日までとする。ただし、参加を継続しない場合は、事業者は町長へ参加期間満了の2ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、さらに同一の条件で1年間更新されるものとして、その後も同様とする。
 - 3 返礼品事業者は、返礼品がその性質により寄附者への送付までに恒常的に一定期間を要し、又は送付の時期が限られ、ないし特殊な送付方法をとるべき場合には、前条第1項に規定する申請書にその旨を必ず記載しなければならない。
 - 4 返礼品事業者は、本事業の運営にあたり必要な手続き等を町委託業者と行うものとする。

(返礼品の贈呈)

- 第6条 町長は、要綱第6条第1項の規定に基づき、寄附者へ返礼品の贈呈を行うときは、寄附金の入金確認後に寄附者から希望のあった返礼品を取り扱う返礼品事業者に対し、提供を依頼するものとする。
- 2 返礼品事業者は、前項の規定による提供の依頼を受けたときは、速やかに寄附者に返礼品を送付するものとする。
 - 3 返礼品事業者は、在庫不足その他の事情により、第1項に規定する送付の依頼を受けた日から寄附者に送付するまでの期間がおおむね2週間を超えることが見込まれるときは、口頭により速やかに町委託業者等へその旨を報告するものとする。
 - 4 返礼品事業者は、返礼品の提供等に係る事故、苦情等があった場合には、真摯に対応し、適正に処理するものとする。

(事業広報への協力)

- 第7条 返礼品事業者は、返礼品に係るデータの提供等、町が本事業の広報を目的として実施するホームページ、パンフレット等の制作について必要な協力を行うものとする。

(内容変更等の手続き)

- 第8条 返礼品事業者は、第4条の承認を受けた返礼品について、その規格又は価格を変更するときは、第3条の規定を準用し、町長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更においてはこの限りではないが、町委託業者へ必ず連絡するものとする

また、返礼品事業者の所在地及び名称等に変更があった場合は、町長等に届けるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、第4条の規定を準用し、承認するものとする。
- 3 返礼品事業者は、参加承認を受けた返礼品を取り下げるとき又は参加を辞退するときは、取り下げる又は辞退する2ヶ月前までにその旨を町長等に届け出なければならない。

(参加承認又は変更承認の取消し)

- 第9条 町長は、返礼品事業者又は返礼品が本事業にふさわしくないと認められる場合は、承認を取り消すことができる。

(個人情報保護)

第 10 条 返礼品事業者及び町委託業者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び葉山町個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 20 日条例第 16 号）の趣旨にのっとり、事業に関し保有する個人情報を適切に取り扱わなければならない。返礼品事業者及び町委託業者でなくなった後においても、これと同様とする。

(再委託等の禁止)

第 11 条 返礼品事業者は、本事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町長が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(協議事項)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と返礼品事業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。